

令和4年11月1日

大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準

補助金の名称	中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金
補助金の交付目的	中央団地の用途廃止に伴う移転に関し、民間賃貸住宅へ移転する入居者の負担軽減を図り、住替えを促進することを目的とする。
補助金の交付対象者	中央団地に入居している者であって、かつ、中央団地からの移転先である民間賃貸住宅の月額家賃から収入分位に応じた中央団地の月額家賃を控除した額が1,000円以上である者（移転時に収入超過者及び高額所得者の認定を受けている者並びに生活保護法の住宅扶助を受けている者を除く。）ただし、民間賃貸住宅入居後に他の住宅に転居した場合には、補助金交付対象者としての地位を失う。
補助対象経費	家賃・更新料・礼金
補助金の額及びその算定方法又は補助率	別紙第8項のとおり
補助金交付事業の開始時期	令和4年11月1日
補助金交付事業の終了時期	令和14年10月31日 ただし、3年毎に当交付基準の内容の見直しを行う。 ※見直しは、大津市補助制度適正化基本方針の終期設定の個人負担を軽減する補助の短期としての3年を適用。 ※対象者一人に対する補助金の支給期間は、原則として10年間とする。
様式	中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付申請書（様式第1号） 中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付決定通知書（様式第2号） 中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金不交付決定通知書（様式第3号） 中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金同居者変動届出書（様式第4号） 中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付変更申請書（様式第5号） 中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金変更決定通知書（様式第6号） 中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付請求書（様式第7号） 家賃支払証明書（様式第8号） 中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金承継申請書（様式第9号） 中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金承継承認・不承認通知書（様式第10号） 中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金取消通知書（様式第11号） 中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金返還通知書（様式第12号）
担当部署	都市計画部 住宅課

<別紙>

(補助金交付対象者)

- 1 この基準による中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金（以下「民間家賃補助金」という。）の交付の対象となる者は、中央団地に入居している者であって、かつ、中央団地からの移転先である民間賃貸住宅の月額家賃から収入分位に応じた中央団地の月額家賃を控除した額が1,000円以上である者（移転時に収入超過者及び高額所得者の認定を受けている者並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条の規定による住宅扶助を受けている者を除く。）とする。ただし、民間賃貸住宅入居後に他の住宅に転居した場合には、民間家賃補助金交付対象者としての地位を失うものとする。

(補助金の対象民間賃貸住宅)

- 2 この基準による民間家賃補助金の交付対象となる民間賃貸住宅は、新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準をいう。）を満たし、次項第1号の申請時において、月額家賃が60,000円以下（管理費、共益費、駐車場使用料等住宅そのものの賃借料と認められないものを除く。）の大津市内の民間賃貸住宅とする。

(補助金の交付申請)

- 3 民間家賃補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める手続きにより、民間家賃補助金の交付を市長に申請しなければならない。

- (1) 初年度 民間家賃補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、指定された日までに市長に提出しなければならない。ただし、当該年度の市営住宅の収入申告を終えている者については、イ及びウに掲げる書類の添付を省略することができるものとする。

ア 賃貸借契約書の写し

イ 住民票（入居者全員が記載されたもの）

ウ 入居者全員分の所得証明書又は非課税証明書

エ 入居者全員分の納税証明書

- (2) 翌年度以降 交付申請書に前号イからエに掲げる書類を添えて、毎年7月から8月の指定された日までに市長に提出しなければならない。ただし、補助期間の最終年度であるなど次年度に民間家賃補助金を受けない場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定)

- 4 市長は、前項各号の規定による申請を受けたときは、民間家賃補助金交付の可否を決定し、民間家賃補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は民間家賃補助金不交付決定通知書（様式第3号）にて申請者に通知する。

(同居者の変動届出)

- 5 第3項の規定による民間家賃補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第3項各号に規定する交付申請の際に申請書に記載されていない者を新たに同居させる場合、又は同居していた者が退去した場合には、同居者異動届出書（様式第4号）に住民票等異動の事実を証する書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(家賃変更に伴う手続)

- 6 交付決定者は、家賃の額に変更があったときは、民間家賃補助金交付変更申請書（様式第5号）に賃貸借契約書の写しを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付変更決定)

- 7 市長は、前2項の書類が提出されたときは、当該書類を審査し、民間家賃補助金の額が変更となる場合は、民間家賃補助金変更決定通知書（様式第6号）にて申請者に通知する。

（補助金の額）

- 8 家賃及び更新料並びに礼金（入居の際に、礼金その他名称の如何を問わずその性質上、賃貸人が住宅の明渡し後に賃借人に対して返還を求める権利が生じ得ない性質の金銭をいう。以下同じ。）に対して民間家賃補助金を以下のとおり交付する。

- （1）家賃補助の額は、入居日から5年間にあっては、民間賃貸住宅の月額家賃又は60,000円のいずれか安価な額（以下、「民間基準家賃」という。）から市営住宅の収入分位に応じた中央団地の月額家賃の額を控除した額を補助し、入居日の6年目から10年目にあっては、民間基準家賃から、移転後6年目の時点で仮に中央団地に入居していた場合の、市営住宅の収入分位に応じた月額家賃の額を控除した額に、別表1の左欄に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄に定める補助率を乗じて算出した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、中央団地入居時に既に減免を受けている者については、減免後の収入分位に応じて算出した家賃額を控除するものとする。

- （2）民間賃貸住宅の更新料がある場合は、更新料と民間基準家賃の2倍の額のいずれか少ない額の交付を申請することができる。ただし、交付開始日から10年以内の居住に係るものに限る。

- （3）入居時に礼金がある場合は、礼金と民間基準家賃の2倍の額のいずれか少ない額の交付を申請することができる。また、入居時の礼金以外の敷金、火災保険料、債務保証会社契約費用、ハウスクリーニング費、鍵交換費用等については民間家賃補助金の対象外とする。

（補助金の交付請求）

- 9 民間家賃補助金交付請求書（様式第7号）に家賃支払証明書（様式第8号）もしくは領収書等家賃を支払っていることを確認できる書類を添えて、第10項に規定する交付する月の10日（補助金請求期日が天津市の休日定める条例（平成元年条例第67号）第1条第1項各号に規定する休日である場合はその翌日）までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付時期）

- 10 民間家賃補助金を交付する月は、毎年7月、10月、1月、4月とし、それぞれ交付する月の前3月分について交付するものとする。ただし、交付する月に係る民間家賃補助金の交付対象となる月数が3月分に満たないときは、当該月数分を交付するものとし、家賃の未納がある場合、市長は、未納のある月に係る家賃については、民間家賃補助金を交付しないものとする。

（補助金の交付期間）

- 11 民間家賃補助金の交付期間は、交付決定通知書の交付開始日から10年とする。第14項に規定する承継承認決定を受けた場合についても、交付開始日から10年を超えないものとする。

（月途中での入退去）

- 12 交付決定者が月の初日を除く日に民間賃貸住宅に入居又は月の末日を除く日に退去した場合は、当該月の民間家賃補助金は日割りで計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の承継）

- 13 交付決定者が死亡し又は退去した場合において、その死亡時又は退去時の同居者で中央団

地に入居していた者が引き続き当該民間賃貸住宅に入居を希望し、民間家賃補助金の交付を受けようとするときは、民間家賃補助金承継申請書（様式第9号）に、住民票等被承継者と申請者との続柄が分かる書類及び賃貸借契約書の写しを添えて市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、民間家賃補助金の承継は、交付決定者と中央団地に同居していた者に限り、行うことができる。

（補助金の承継承認決定）

- 14 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、民間家賃補助金承継承認・不承認通知書（様式第10号）にて申請者に通知する。

（補助金の交付の取消し）

- 15 市長は、交付決定者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、民間家賃補助金の交付の決定を取り消すことができる。このとき、民間家賃補助金取消通知書（様式第11号）にて交付決定者に通知する。

- （1）第1項に掲げる要件を満たしていないとき。
- （2）虚偽その他不正の手段により民間家賃補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （3）正当な理由がなく関係書類の提出が遅れたとき。

（補助金の返還）

- 16 市長は、前項の規定により民間家賃補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る民間家賃補助金が交付されているときは、その全部又は一部について交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。このとき、民間家賃補助金返還通知書（様式第12号）により命ずるものとする。

別表1（第8項第1号関係）

入居期間	補助率
5年を超え6年以下の場合	6分の5
6年を超え7年以下の場合	6分の4
7年を超え8年以下の場合	6分の3
8年を超え9年以下の場合	6分の2
9年を超え10年以下の場合	6分の1
11年以降	補助なし

別表2（第9項、第10項関係）

交付対象月	請求期日	交付時期
4月～6月	7月10日	8月上旬
7月～9月	10月10日	11月上旬
10月～12月	1月10日	2月上旬
1月～3月	4月10日	5月上旬

備考 請求期日が大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条第1項各号に規定する休日である場合はその翌日

様式第 1 号（第 3 項関係）

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 住所
氏名
電話番号

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付申請書

年度中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金の交付を受けたいので、大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第 3 項第 号の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

住 宅 名	
補助金交付期間	年 月 日から 年 月 日まで （賃貸借契約期間内の申請）
補助金交付申請金額	家 賃 _____円／月 更新料 _____円 礼 金 _____円
添 付 書 類	1 賃貸借契約書の写し（申請の初年度及び契約期間更新時） 2 住民票（入居者全員が記載されたもの）※ 3 入居者全員分の所得証明書又は非課税証明書※ 4 入居者全員分の納税証明書 ※当該年度の市営住宅の収入申告を終えている者については、添付書類 2 及び 3 を省略することができる。

様式第 2 号（第 4 項関係）

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金の交付について、次のとおり決定したので、大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第 4 項の規定により通知します。

記

住 宅 名	
補助金交付期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助金交付決定金額	家 賃 円／月 更新料 円 礼 金 円

※契約期間を更新した場合は、交付申請書（様式第 1 号）に賃貸借契約書の写しを添えて、速やかに提出すること。

※家賃の額に変更が生じた場合は、交付変更申請書（様式第 5 号）に賃貸借契約書の写しを添えて、速やかに提出すること。

様式第 3 号（第 4 項関係）

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金の交付について、次のとおり交付しないことと決定したので、大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第 4 項の規定により通知します。

記

補助金交付申請金額	家 賃 更新料 礼 金 円／月 円 円
交付しないことと 決定した理由	

様式第4号（第5項関係）

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

届出者 住所
氏名
電話番号

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金同居者異動届出書

次のとおり、入居者に異動がありましたので、大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第5項の規定により届け出ます。

記

1 異動事由

異動者氏名	続柄	生年月日	移転先住所	異動事由
				出生・婚姻・死亡 転入・転出・その他
				出生・婚姻・死亡 転入・転出・その他
				出生・婚姻・死亡 転入・転出・その他

2 異動年月日 年 月 日

※異動の事実を証する書類（住民票・戸籍謄本等）を添付すること

様式第 5 号（第 6 項関係）

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 住所
氏名
電話番号

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付変更申請書

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金について、大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第 6 項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

住 宅 名	
補助金交付期間	年 月 日から 年 月 日まで (注意) 賃貸借契約の契約期間内の日付にすること
補助金変更申請金額	家 賃 _____円／月 更新料 _____円
添 付 書 類	賃貸借契約書の写し

様式第 6 号（第 7 項関係）

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金変更決定通知書

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金の交付について、次のとおり交付決定を変更したので、大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第 7 項の規定により通知します。

記

住 宅 名	
補助金交付決定金額	家 賃 円／月 更新料 円
変更をした理由	

年 月 日

(宛先)
大 津 市 長

請求者 住所
氏名 ⑩
電話番号

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付請求書

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金について、大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第 9 項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求金額		家 賃 _____円／月 更新料 _____円 礼 金 _____円
請求金額（家賃）の内訳		_____年_____月分 _____円 _____年_____月分 _____円 _____年_____月分 _____円
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	
	支 店 名	
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	

様式第 8 号（第 9 項関係）

家賃支払証明書

大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第 9 項の規定により提出します。

記

1 賃借人

氏 名	
住 宅 名	
住 宅 の 所 在 地	大津市
賃貸借契約期間 の満了日	年 月 日

2 家賃等の支払状況（住宅家賃補助を含む）

家 賃	年 月分	円	納付済・未納
	年 月分	円	納付済・未納
	年 月分	円	納付済・未納
更新料	支払期日 年 月	円	納付済・未納
礼 金	支払期日 年 月	円	納付済・未納

※納付済又は未納のいずれかを○で囲んでください。

（宛先）大津市長

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

住宅賃貸者 所在地
名 称
代表者

㊞

様式第9号（第13項関係）

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 住所
氏名
電話番号

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金承継申請書

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助を承継したいので、大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第13項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

住 宅 名	
前補助金交付対象者	氏名 申請者との続柄（ ）
承継理由の生じた日	年 月 日
承 継 理 由	死亡 ・ 退去
添 付 書 類	1 戸籍謄本、住民票等、被承継者と承継者（申請者）との続柄が分かるもの 2 賃貸借契約書の写し

様式第 1 0 号（第 1 4 項関係）

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金承継承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金の承継について、次のとおり決定したので、大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第 1 4 項の規定により通知します。

記

1 承認

補助承継対象住宅名	
承 継 者	
承 継 の 日	年 月 日

2 不承認

理 由	
-----	--

様式第 1 1 号（第 1 5 項関係）

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金取消通知書

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金の交付について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第 1 5 項の規定により通知します。

記

住 宅 名	
取 消 し 期 間	年 月分から 年 月分まで
取消しをした理由	

様式第 1 2 号（第 1 6 項関係）

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金返還通知書

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金の交付について、大津市中央団地住替えに伴う民間家賃対策費補助金交付基準第 1 6 項の規定により返還を請求します。

記

住 宅 名	
返還金額	円
返還理由	
返還期限	年 月 日
返還方法	別添納付書により返還すること